

武蔵野市子どもの権利擁護センター

何だかもやもやする…、誰かに話をきいてほしい…など、どんなことでもお話を聞きます。
どうしたらよいのかあなたと一緒に考えます。電話で、会って、メールで、手紙で相談ができます。

☎️ 電話で・会って

▶子ども専用フリーダイヤル

0120-634-331

▶おとな用ダイヤル

0422-60-1951

相談できる
曜日・時間

月・火・水・金曜日 午後1時～午後5時
(木・土・日曜、祝日、年末年始はお休み)

携帯電話・
公衆電話からでも
無料でかけられます

✉️ メールで

相談入力フォーム
から相談できます



✉️ てがみ
手紙で

〒180-8777
武蔵野市緑町 2-2-28 武蔵野市役所西棟 7 階
子どもの権利擁護センターあて

子ども家庭支援センター

名前を言わないで、相談することができます。
電話だけではなく直接会って相談することもできます。

▶電話相談したい フリーダイヤル (お金はかかりません)

0120-839-002

または ☎️ 0422-55-9002

相談できる時間

月曜日～土曜日 (祝日・年末年始は休み)
午前8時30分～午後10時

▶直接会って相談したい

市役所の相談室で相談できます。直接会いに行くこともできます。

月曜日～土曜日 (祝日・年末年始は休み)
午前8時30分～午後5時

教育支援センター

学校や友達のこと、自分や家族のこと、
困ったことがあれば、相談してください。

▶電話相談したい

☎️ 0422-60-1899

☎️ 0422-60-1922

相談できる時間

月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は休み)
午前9時～午後5時

「武蔵野市子どもの権利条例」について詳しくはこちらへ

パソコン
から



武蔵野市子どもの権利条例

スマート
フォン
から



武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28 ☎️ 0422-60-1851 ファクス 0422-51-9417

くわしい
ばん
版

2023年4月スタート!

MUSASHINO-SHI
武蔵野市

子どもの 権利条例

すべての子どもが自分らしく、
安心して暮らすことのできるまち、
子どもの権利が大切にされる
まちを目指して。

子ども
0歳～17歳までのすべての人

武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課

子どもの権利条例ができました

子ども(0~17歳)も、おとなと同じように一人の人間として「権利」をもっています。
すべての子どもは、かけがえのない大切な存在です。子どもが暮らすまちで
子どもの権利を守っていくために「武蔵野市子どもの権利条例」を定めました。



子どもの権利とは？

子どもはおとなと同じ、一人の人間として、権利をもっています。
子どもだけがもっている権利もあります。
権利は人が生きるために、生まれたときからもっている
大事なものです。

自分らしく、安心して過ごすことができるように、
一人ひとりの権利が守られなければなりません。

子どもの権利条約との関係

子どもの権利は世界的な約束ごととして児童の権利に関する条約
(子どもの権利条約)に定められており、日本も1994年に条約に入
りました。武蔵野市子どもの権利条例は、世界的な条約の考え方に
基づいて、子どもが暮らすまちで、子どもの権利を守っていくためのまちの
ルールです。



子どもの権利条約
カードブック
公益財団法人
日本ユニセフ協会発行

子どもの権利条約や日本国憲法などを踏まえ
市の条例は特に8つの子どもの権利を大切にしています。



条例の基本的な考え方と メッセージ



武蔵野市は、市民とともに「子どもにとって最もよ
いこと」を大切にする社会となることを目指し、こ
の条例を定めています。そして、次に掲げる「子ども
たちのことば」が実現できるまちを目指します。

子どもたちのことば

- わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、
無限の可能性や能力があり、それらを発揮する
ことができます。
- わたしたちは、平和に生活することができ、
さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。
- わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、
話し合うことができます。
- わたしたちは、自分らしく生きるために、自分
で考えて行動することができます。自分の夢を、
自由に考えて決めることができます。
- そのためには、わたしたちだけではできない
こともあり、おとなの協力や支援が必要です。

- 未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを
学び、十分な教育を受けることで成長できます。
- わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、
困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、
相談したり、助けを求めたりすることができます。
- おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重
し合うことで、それぞれの権利を守ります。
- また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合っ
て行動することができます。
- わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、
幸せを感じられるよう、これらのことを願います。
- そして、これらの願いが届くようなまちである
ことを望みます。



中高生世代ワークショップ
「Teens ムサカツ」

「子どもたちのことば」には、権利の主体である子どもたち自身の気持ちや願いが
込められています。このことばは、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」のメンバ
ーが考えました。

未来を担う中高生世代がこれからの武蔵野市について
意見を出し合うワークショップです。武蔵野市に住んで
いるまたは通学している人は誰でも参加できます。



ティーンズ
Teens ムサカツ
紹介 WEB ページ

子どもにとって大切な権利

武蔵野市子どもの権利条例の内容を紹介します。

1

安心して生きる権利

子どもは健康に、安心して生活ができ、助けを求めることができます。



いじめの防止

- いじめを受けず、安心して暮らせる環境にしていきます。
- いじめが起きたときにそれを解決するための仕組みをつくります。

暴力・虐待・体罰の防止

- 子どもが暴力や虐待・体罰を受けることなく、安心して暮らせる環境をつくります。

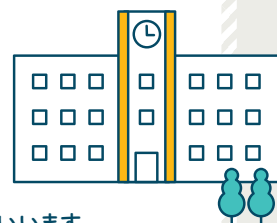
子どもからの相談

- 市は、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話せる、相談の場を市民と協力してつくっていきます。
- 市は、子どもが直接相談することができる相談窓口をつくります。
- 相談を受けた人は、子どもの秘密を守ります。

子どもの安全

- 子どもを犯罪や事故などから守ります。
- 育ち学ぶ施設では、事故が起きないように取り組みます。
- 育ち学ぶ施設では、事故などが起きたときには、安全を守り、同じことが起きないようにします。

※「育ち学ぶ施設」とは、市内にある、子どもが育ち、学び活動するために利用する施設をいいます。



自分らしく育つ権利

子どもは自分の思いや考えを大切にされながら、社会で生きていくための力を身につけることができます。

子ども一人ひとりに合わせた支援

- 子どもはそれぞれ、自分に必要な支援を受けることができます。

おとなは
例えば
こんなことを
します

3

遊ぶ権利

子どもは自分の好きなことに夢中になることができ、やってみたいことにチャレンジできます。

子どもの居場所

- 子どもが自分らしくいられるさまざまな居場所づくりを進めます。
- 子どもの年齢、発達にあわせた子ども専用の居場所を用意します。
- 子どもとおとなが居場所をいっしょに利用できる工夫をします。



おとなは
例えば
こんなことを
します



休息する権利

子どもは体や心がつかれたときに、休むことができ、自分らしく過ごすことができます。

4

5

自分の意思で学ぶ権利

子どもは学校やそれ以外のさまざまな場所で、自分の意思で学ぶことができます。



6

自分の気持ちを尊重される権利

子どもはあかちゃんときから
その気持ちや願いをきいてもらうことができ、
自分の将来を自分で選ぶことができます。



子どもは意見を表すことができます。

- 子どもは自由に自分の意見を伝えることができます。
- 子どもは、自分の意見と同じように他の人の意見も大切にします。
- おとなは、子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見をきき、尊重します。
- 自分でうまく意見を伝えられなくても、まわりの人がその思いをくみ取り、代わりに意見を伝えます。

意見を表明し、参加する権利

子どもは意見をきかれ、その意見を大切にされ、
おとなと同じように社会の一員として参加できます。

おとなは
例えば
こんなことを
します

子どもの参加

子どもは、市のまちづくりに参加できます。

- 市は、子どもについての計画を決めたり、評価をするときは、おとなと同じように子どもの意見をききます。
- 育ち学ぶ施設は、子どもの意見をきいたり、子どもが運営に参加したりできるようにします。

8

差別されずに生きる権利

- 子どもは子どもであること、外国にルーツをもつこと、障害があること、性的マイノリティであることなどの理由によって差別をされず、他の人とともに生きていくことができます。
- 考え方や発言によって差別されません。



子どもの権利を守るために

武蔵野市の取り組み

子どもの権利を学ぶ

- 子どもが子どもの権利を知り、学ぶ機会をつくります。
- おとなも子どもの権利について学ぶ機会をつくります。
- 11月20日を武蔵野市子どもの権利の日として、子どもの権利を知るための取り組みを行います。



子どもの権利擁護委員

※令和6年度に設置しました。

- 子どもの権利を守り、権利が傷つけられたときに救う人(子どもの権利擁護委員)をおきます。
秘密は守られます。
- 子どもは、少しでもつらい、苦しいときなどは直接相談することができます。



子どもの権利を守るためのそれぞれの役割



市民

社会全体で子どもを
見守り支え、子どものために
市などに協力する

子どもの権利を守るための
ルールや計画をつくり、
市民や地域と協力して、
子どものための取り組みを進める



武蔵野市

子どもの権利を守るために 連携・協力します

市が進める取り組みに協力し、
施設が子どもを大切に、
安心できる居場所になるようにしていく



育ち学ぶ施設

子どもが愛されて育つ環境を
確保し、子どもが自分の意思
と力で育つことを支えていく



保護者